

下記の物品について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和2年2月21日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県立磐田学園長 青野 秀子

2 調達内容

- (1) 貸貸物品及び数量 電子複写機 カラー複合機（35枚／分以上） 1台
- (2) 貸貸物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 貸貸期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 設置場所 仕様書記載のとおり
- (5) 入札方法 総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「複写機」又は「物品賃貸」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 過去3年間静岡県又は他の官公庁へ当該機器等を納入した実績（能力）を有する者であること。
- (4) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約そ

の他の契約を締結している者

4 入札者に求められる義務

- (1) 貸貸物品について、仕様書に示す特質等を有すること。
- (2) 物品の貸付後、修理、点検その他アフターサービスを貸付先の求めに応じ速やかに提供できるよう、メンテナンス体制が整備されていること。
- (3) 仕様書に記載の設置日に納入する能力があること。

5 仕様書及び入札説明書の交付場所及び担当部局、交付期間

- (1) 交付場所及び担当部局

〒438-0026 静岡県磐田市西貝塚3577番地の1

静岡県立磐田学園総務課

電話番号 0538-32-2108

- (2) 交付期間

令和2年2月25日（火）から令和2年3月6日（金）まで

ただし、受付時間は土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

6 入札参加資格確認資料の提出

本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す方法により入札参加資格確認資料を令和2年3月10日（火）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に入札説明書の交付場所に提出すること。

7 入札手続等

- (1) 入札執行日時

令和2年3月24日（火）午前11時00分

- (2) 入札執行場所

静岡県磐田市西貝塚3577番地の1

静岡県立磐田学園2階会議室

- (3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

- (4) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び入札に関する条件等に違反した者が行った入札は無効とする。

- (6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約書作成の要否

要

8 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 詳細は入札説明書による。
- (3) 本契約における消費税及び地方消費税の額は、本契約締結後、消費税法等関係法令の改正施行に併せ改正後の税率を適用した額を確定するものとする。
- (4) この公告に係る契約は長期継続契約とし、令和2年度予算発効時において締結する。